

# 徳山商工会議所 建設業一人親方労災組合 定款

## 第1章 総 則

### (目 的)

第1条 本組合は、事業に携わる自営業者たる一人親方等に対する安全、衛生に関する意識の向上と教育指導の徹底を図り、災害防止の成果を納めると共に会員の不慮の災害による生活不安の除去と社会的地位の向上を図ることを目的とする。

### (名 称)

第2条 本組合は、徳山商工会議所建設業一人親方労災組合と称する。

### (事務所の所在地)

第3条 事務所は、徳山商工会議所（以下「本商工会議所」という。）内に置く。

## 第2章 事 業

### (事 業)

第4条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 一人親方特別加入に関する一切の事務処理並びに保険料納付手続き
- (2) 労働基準法・その他の法令に関する情報の提供
- (3) 別途定める、「徳山商工会議所建設業一人親方労災組合事務処理規程」の定めによる事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業

### (組合員の資格)

第5条 本組合の加入資格は次のとおりとする。

- (1) 本商工会議所の会員であること。
- (2) 山口県、島根県、広島県、愛媛県、福岡県、大分県の6県内において、建設の事業を行う自営業者で、本組合の目的に賛同し、且つ目的を達成でき得る者とする。

### (加 入)

第6条 本組合への加入については、次のとおりとする。

- (1) 本組合の会員たる資格を有する者は、本組合に加入することができる。
- (2) 加入諾否は、理事長が決定する。
- (3) 第1項の規定により理事長の承諾を得た者は、必ず労働者災害補償保険法第33条に定める一人親方等の特別加入をしなければならない。

### (組合費)

第7条 組合費は第30条で定める事務手数料をもってあてる。

(脱 退)

第8条 組合員は、60日前までに予告し、事業年度の終わりにおいて本会を脱退することができる。組合員は、次の場合は脱退する。

- (1) 組合員たる資格を喪失した場合
- (2) 死亡した場合
- (3) 除名された場合 脱退の際に、労働保険料及び事務手数料に未納分があったときは、直ちに納入しなければならない。労働保険料は、脱退の日の属する月までで精算し、その翌月以降の納入済労働保険料振込手数料を除いては返還するものとする。

(除 名)

第9条 本組合は、次の各号に該当する組合員は除名する。

- (1) 労働保険料及び事務手数料の支払い・その他本組合に対する義務を怠った組合員
- (2) 本組合の事業目的を妨げようとする行為のあった組合員
- (3) 犯罪その他信用を失う行為のあった組合員

(届 出)

第10条 組合員は、次の各号に該当するときは遅滞なく、その旨を本会に届け出なければならない。

- (1) 氏名または住所に変更があったとき
- (2) 業務または作業内容に変更があったとき
- (3) 休職（業）するとき

### 第3章 役員

(役 員)

第11条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1名 本商工会議所 会頭
- (2) 理 事 3名以内 本商工会議所 副会頭
- (3) 監 事 3名以内 本商工会議所 監事

(役員任期)

第12条 役員任期は、3年とする。

- (1) その期間は、本商工会議所の役員任期に準ずる。
- (2) 役員は、再任することができる。
- (3) 任期の満了または辞任によって退任した役員は、後任者が就任するまで引き続きその職務を行うものとする。
- (4) 補欠で選挙された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第13条 理事長は本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

理事は理事長を補佐し、理事長が事故又は欠員のときは理事長の職務を代行する。監事は、本組合の業務について監査し、その結果を総会に報告する。

(役員 の 義 務)

第14条 役員は、法令及び定款の定め並びに総会の決議を遵守し、本組合のために忠実に職務を遂行しなければならない。

(役員 の 選 出)

第15条 理事長、理事、監事はそれぞれ本商工会議所会頭、副会頭、監事があたる。

(役員 の 報 酬)

第16条 役員は、報酬を受けない。

但し、旅費その他業務の遂行に伴う実費についてはこの限りではない。

## 第4章 会 計

(経 費)

第17条 本組合の事業費用は、事務手数料をもってこれにあてることとする。

(事務手数料)

第18条 組合員は、以下に定めるところによる手数料を、毎年保険料の納付と併せて、年度分(一年分)を納入しなければならない。加入者1名につき月500円とし、年間6,000円(消費税別)と定める。年度の途中で加入した者については、加入月より年度末までの分を、本会の指定する期日までに納入しなければならない。

(事業年度)

第19条 本組合の事業年度は、本商工会議所の事業年度とする。

(監 査)

第20条 本組合は、毎年1回又は随時に労働保険事務処理及び労働保険料等の預り金の処理について本商工会議所の監事の監査を受けることができる。この場合、本組合の監事による監査を省略することができる。

## 第6章 報 告

第21条 本組合は、毎年1回本商工会議所の総会において労働保険料その他の徴収金の徴収、納付状況を報告するものとする。

## 附 則

(施行期日)

第1条 この定款は、令和5年4月1日から施行する。